

沖縄県公立大学の大学運営事務に関する協定書

平成28年3月8日

沖縄県立芸術大学（以下「甲」という）と沖縄県立看護大学（以下「乙」という）と公立大学法人名桜大学（以下「丙」という）は次のとおり大学運営事務に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 甲・乙・丙は、その所属する事務局職員の資質向上を図り、大学運営の改善等に資することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携協力する。

- (1) 3大学で共同実施する事務局職員の研修に関する事項
- (2) 事務局職員の交流に関する事項
- (3) その他各大学が協議の上必要と認める事項

（協議）

第3条 前条の各連携協力事項の具体的な内容については、甲、乙及び丙の担当者からなる「大学運営事務研究会」で別途協議するものとする。また、この協定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、協議の上、定めることとする。

（意見交換）

第4条 甲、乙及び丙はこの協定の目的を達成するため、必要に応じて意見交換を行う。

（有効期限）

第5条 この協定は平成28年3月8日をもって発効し、有効期限を1年間とする。ただし、この協定に有効期間満了の日から1ヶ月前までに、甲乙丙いずれからも書面による申し出がないときは、さらに1年間有効とし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙丙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

（甲）沖縄県立芸術大学

学長

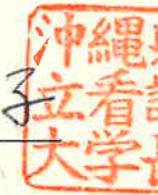
比嘉 康賀



（乙）沖縄県立看護大学

学長

喜田 英子



（丙）公立大学法人名桜大学

学長

山里 勝

